



## 別紙1-3

## 事業契約書(案) 新旧対照表

## 契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	旧	新
1		○	16	4	4	32	2			建設工事中に第三者に及ぼした損害	—	前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。
2		○	32	8		65	4	(2)	ア	維持管理及び運営業務の契約保証	ア 事業者は、市に対し、年間の維持管理及び運営業務のサービスの対価の12分の3に相当する金額の違約金を支払うこと及び当該違約金の支払いにより市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではないこと。	ア 事業者は、市に対し、年間の維持管理及び運営業務のサービスの対価の10分の1に相当する金額の違約金を支払うこと及び当該違約金の支払いにより市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではないこと。

別紙1-4  
事業契約書(案) 新旧対照表  
契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	4	47	1		①			基準金利	基準金利は、引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。	基準金利は、引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。
2	4	47	1		①			設計及び建設工事等業務のサービスの対価	なお、提案書提出時に使用する基準金利は0.365%とする。	ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。なお、提案書提出時に使用する基準金利は0.365%とする。
3	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	なお、令和3年12月の維持管理費は第1回に含まれているものとする。	なお、開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価についても、令和4年4月から令和18年10月まで、一定の額を平準化して支払うものとする。
4	5	57	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	・ 設計及び建設工事等業務のサービスの対価に係る割賦手数料については、金利変動に基づき、それぞれ10年後に改定を行う。 ・ 金利変動に基づく割賦手数料の10年後の改定については、基準金利を10年後に見直すこととし、新学校給食センターの設計及び建設工事等業務のサービスの対価に係る基準金利の改定は引渡し日の10年後の2営業日前における東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートによるものとする。	削除

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
5	5	57	2					食数変動による運営費の改定に関する基本的な考え方	固定費及び変動費の考え方については、事業者提案による。	固定費及び変動費の考え方については、事業者提案によるが、開業準備費については固定費に含めるものとする。

別紙1-5

要求水準書 新旧対照表

No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	i)	項目等	旧	新
1	○		9	1	6	(1)	ア	(キ)				前提条件	—	なお、開発許可が不要な場合については、都市計画法施行規則第60条による証明が必要である。
2	○		19	2	1	(4)	ウ	(ウ)	d			衛生設備等	調理従事者用トイレ及び市職員用トイレは自動扉とし、調理衣を着脱できるスペース(調理衣掛け、帽子・マスク等の棚等も含む。)を設けること。	調理従事者用トイレ及び市職員用トイレは衛生面等に配慮した扉とし、調理衣を着脱できるスペース(調理衣掛け、帽子・マスク等の棚等も含む。)を設けること。
3	○		60	5	3	(4)			a			釜調理	小学校と中学校では味付けが異なることから、別の釜を使用して調理すること。	小学校と中学校では味付けが異なることから、可能な限り別の釜を使用して調理すること。



別紙1-7

様式集(資格審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	項目等	旧	新
1					—	—

## 別紙1-8

## 様式集(提案審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	旧	新
1	○		1	(2)		提出部数等	「提案書(7.)」をA3判横長左綴じとし、正本1部、副本15部、合計16部を提出すること。それぞれのファイルの表紙に事業名、書類名、応募グループ名及び通し番号(正本分には1/11、副本分には2/16～16/16)を記載すること。	「提案書(7.)」をA3判横長左綴じとし、正本1部、副本15部、合計16部を提出すること。それぞれのファイルの表紙に事業名、書類名、応募グループ名及び通し番号(正本分には1/16、副本分には2/16～16/16)を記載すること。
2		J-1				初期調達費 見積書	3 建築工事	3 建設工事
3		J-2				① 維持管理費(年次計画表)	—	・開業準備期間の維持管理費は、事業期間にわたって平準化して支払うので、事業契約書別紙4の表4に示す令和4年4月から令和18年10月までの各支払いに加算するように算定してください。
4		J-2				② 運営費(年次計画表)	—	・開業準備期間の運営費は、事業期間にわたって平準化して支払うので、事業契約書別紙4の表5に示す令和4年4月から令和18年10月までの各支払いの「固定費」に加算するように算定してください。



## 別紙1-9

## 基本協定書(案) 新旧対照表

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	旧	新
1	○		3	6	5	(1)	事業契約等	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令が確定したとき。
2	○		3	6	5	(2)	事業契約等	独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、かつ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。	独占禁止法第62条第1項の納付命令が確定したとき。
3	○		3	6	5	(3)	事業契約等	独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。	削除
4	○		3	6	5	(4)	事業契約等	独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決(同条第3項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。	削除
5	○		3	6	5	(5)	事業契約等	事業者が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。	削除
6	○		3	6	8		事業契約等	優先交渉権者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、優先交渉権者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。	優先交渉権者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、優先交渉権者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に準じ、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を日割り計算した遅延利息を市に支払わなければならない。
7	○		5	12	3		談合等の不正行為に係る損害の賠償	優先交渉権者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、優先交渉権者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。	優先交渉権者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、優先交渉権者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に準じ、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を日割り計算した遅延利息を市に支払わなければならない。